

ソフトウェア使用許諾契約書 (A-AUTO 50)

第1条 (本契約の成立)

お客様が、ジョブ管理ツール A-AUTO 50 (以下「本ソフトウェア」といいます) の使用もしくはインストールを行った時点で、本契約記載の内容に同意したものとみなし、お客様と株式会社ユニリタ (以下「当社」といいます) との間で、本契約が有効に成立するものとします。

第2条 (使用許諾)

1. お客様は、無償で本ソフトウェアの日本語版または英語版を使用することができます。
2. 本ソフトウェアの使用とは、本ソフトウェアの「プログラム」のロード、実行、セーブ、画面入出力を行うこと、および「関連資料」を利用することをいいます。
3. お客様は、バックアップのために、本ソフトウェアの複製を作成して保管することができます。
4. お客様は、本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等の解析行為を試みたり、本ソフトウェアを改変することはできません。
5. お客様は、本ソフトウェアを本契約にしたがって使用する権限のみを取得し、本ソフトウェアの著作権、その他のいかなる権利も取得しません。
6. お客様は、本ソフトウェアに他社のプログラムが含まれる場合、他社のプログラムに関しては、その他社による使用許諾契約に従うものとします。
7. 本ソフトウェアの試使用期間は利用開始から 60 日間としますが、お客様はユーザ登録を行うことにより、無償で本ソフトウェアの使用を継続することができます。
8. 当社は本ソフトウェアの品質やサービスの向上を目的として本ソフトウェアの利用状況を統計的に把握するために、お客様の本ソフトウェアにおけるログイン実績情報を Web クライアント上のインターネットを経由して当社のサーバ上に送信するものとします。
9. 当社は、予告なくいつでも本ソフトウェアの提供を停止することができるものとします。
10. 本ソフトウェアと A-AUTO (有償版) の混在利用は、基本ライセンス、リモートライセンスの区別無く、一切認められません。
11. 本ソフトウェアに対するベンチマークテストの結果を第三者に開示する場合は、事前に当社の承認を得るものとします。

第3条 (サポートサービス)

1. 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアに関するサポートサービスを無償で提供する義務を負いません。
2. 当社は、お客様に対して、当社の任意の判断により、無償のコミュニティサイトを通じて、本ソフトウェアに関するサポートサービスを無償で提供する場合があります。
3. お客様は、本ソフトウェアの改訂版の提供、FAQ の開示、障害対応等を希望する場合は、本ソフトウェアに関する有償サポートサービスを申し込むことができます。
4. 当社が第三者に本ソフトウェアの有償サポートサービスの提供を委託した場合を除き、お客様は第三者から本ソフトウェアに対する有償サポートサービスの提供を受けることはできません。

第4条 (保証責任)

1. 当社は、本ソフトウェアの著作権を有するか、または著作権者から再使用許諾する権利を受けていることを保証します。
2. 当社は、本ソフトウェアに中断や誤作動がないこと、および本ソフトウェアがお客様の使用目的に適合することを保証しません。
3. 本ソフトウェアは、フェールセーフの管理を必要とする危険な環境 (核施設、航空機のナビゲーションおよび通信システム、航空管制、生命維持または武器システムの設計、製造、保守、または操作を含むが、これに限定されない) で使用することを意図して設計及びライセンス供与されるものではなく、当社はこのような用途への適合性について明示・黙示を問わずいかなる保証も行いません。
4. 本ソフトウェアのプラグインソフトウェア (機能拡張のために組み込まれたもの) の著作権・使用許諾権を第三者が有する場合、当社は当該プラグインソフトウェアに関する動作、機能、品質、商品性、目的適合性、その他一切の保証を行うものではありません。また、当社は当該プラグインソフトウェアの使用に関して、直接損害及び間接損害の区別を問わず、一切責任を負いません。
5. 本条は、当社のお客様に対する、本条項に関する法律上の瑕疵担保責任を含む保証責任のすべてを規定したものとします。

第5条 (当社の責任の範囲)

1. 仮に何らかの理由により、本ソフトウェアに関して当社に損害賠償責任が認められる場合でも、その損害賠償の範囲は当社の責に帰すべき事由の直接的結果として現実に発生した通常の損害とし、かつ、30 万円を上限とします。
2. 前項の制限は、当社の故意または重過失による場合、または、第三者からお客様に対して本ソフトウェアに関する著作権の侵害の申立がなされた場合には適用されません。ただし、第三者からの請求による場合には、お客様が以下の各要件を満たすことが条件となります。お客様がかかる条件を満たさずに支出した費用等について当社は責任を負いません。
 - ①. お客様が当社に対し、第三者による申立を受けてから速やかに申立の事実および内容を通知すること
 - ②. お客様が当社に対し防御または解決についての決定権限を与えること
 - ③. お客様が当社に対し防御または解決のための合理的な情報と支援を提供すること

第6条 (本契約の終了)

お客様が本契約に違反し、当社が違反の是正を催告した後、2 週間以内に是正されなかった場合、当社は本契約を解除し、お客様の本ソフトウェアの使用を終了させることができます。なお、かかる解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

第7条 (契約の変更)

1. 本契約を変更する場合、当社は当社の Web ページ上に本契約の変更版を掲示するものとします。
2. お客様は定期的に当社の Web ページ上で本契約の変更内容を確認する義務があります。
3. お客様が本契約の変更内容に同意しない場合は、直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアをアンインストールする必要があります。
4. お客様が本契約の変更後も、本ソフトウェアの利用を継続している場合は、本契約の変更内容に同意しているものと見做します。
5. 当社は本契約の変更にあたり、本ソフトウェアに関してお客様に金銭的な負担が生じる変更を行わないものとします。

第8条 (準拠法・合意管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、同法にしたがって解釈されます。本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上